

海洋生物レッドリストの公表にあたって

私たちが暮らす日本列島は南北、東西に長く、海岸線は複雑であり、プレート境界部に位置するために海底地形も多様である。また、日本周辺には複数の暖流と寒流が流れ、様々なタイプの海洋環境が形成されており、それぞれの環境には特有の多種多様な生物種が生息している。結果として、日本近海は、全海洋生物種数およそ 23 万種のうちの 3 万種以上、すなわち 14.6% が分布する世界的にも非常に重要な生物多様性のホットスポットであると認識されている。

近年、世界中で海洋への関心が高まっている。平成 26 (2014) 年のダボス会議では、魚介類の乱獲、沿岸環境の汚染、生息地の破壊、地球温暖化、海洋酸性化が、海洋に迫る 5 つの危機として提唱された。平成 27 (2015) 年の G7 科学技術大臣会合に先立ち、G7 科学アカデミーがとりまとめた「海洋の未来」には、海洋環境の変化が地球上の多数の地域で人と人間社会に深刻な影響を与えていると明記され、CO₂ 排出量の抑制や乱獲防止など 4 つの対応策が提言された。さらに、平成 27 (2015) 年 9 月に国連総会が採択した「持続可能な開発目標 (SDGs)」には、「持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する (目標 14)」ことが目標の 1 つとして掲げられた。

そのような状況の中、日本においても、海洋基本法 (平成 19 年法律第 33 号) に基づき、海洋に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための海洋基本計画が定められた。平成 23 (2011) 年 3 月に環境省が策定した海洋生物多様性保全戦略では「海洋生物の希少性の評価」を推進することとしており、これを受けて、平成 24 (2012) 年度から海洋生物レッドリストの作成の検討を進めてきたところである。

今回の海洋生物レッドリストでは、多種多様な海洋生物を、魚類、サンゴ類、甲殻類、軟体動物 (頭足類) その他無脊椎動物という 5 つの分類群に分け、これまで評価を実施していなかった種を中心に、各分類群の専門家を集めて検討を進めた。評価の対象とした種は、5 つの分類群を合わせて約 1 万種である。

また、海洋生物レッドリストでは、客観性を重視して、評価対象とした全ての分類群において定量基準 (「環境省レッドリストのカテゴリーと基準」に示された定量的要件) による評価を実施してきた。そのため、専門家の実感としては絶滅危惧に相当するほどの懸念があっても、絶滅危惧の各カテゴリーへの合致を判断するだけの情報が十分でない種も多く、情報不足 (DD) として選定せざるを得なかったものが多い。そうしたことから、今回のレッドリストにおいて絶滅のおそれがあると評価された種の数全体は 56 種にとどまっているが、この結果を見て海洋の生態系の健全性に懸念はないと考えることは早計である。

海の中のことについては、まだまだ知られていないことが多く、例えば深海にどのような生き物がいるかは未だほとんど解明されていない。そのため、科学的な知見を充実させ、種の保全に必要な対策を講じていくことが重要である。

圧倒的に情報が不足している中で、56種の絶滅のおそれのある種をはじめ400種以上を海洋生物レッドリストに掲載することができたのは、ひとえに評価に関わった専門家のご尽力によるものである。評価に関わった全ての専門家、とりわけ評価のとりまとめを行った各分類群の分科会委員各位には、4年間にわたる多大なご尽力に感謝する。

はじめての海洋生物レッドリストをここに公表できたことは、海洋環境の保全を進める上で大いなる一歩であると喜んでいる。これを契機に、日本において様々な海洋生物が注目を集め、海洋環境の保全と持続可能な利用の重要性について、社会的関心が高まることを期待している。この海洋生物レッドリストが、今後、行政、事業者、関係団体など様々な主体による取組において、広く活用されることを強く願っている。

平成29年3月

絶滅のおそれのある海洋生物の選定・評価検討会座長 白山 義久